

雇用契約の常態で決定されている<sup>10</sup>。

現在の公的年金制度は、国民皆年金のもと、職業別に加入する年金制度、保険料負担、給付水準が異なっている。自営業者などは第1号被保険者として国民年金に加入し、定額の保険料を納付し、基礎年金を受給する。被用者は、第2号被保険者として定率の保険料を納付し、基礎年金の他に厚生年金または共済年金を受給する。そして、サラリーマンの妻(第2号被保険者の被扶養配偶者)は第3号被保険者として、保険料負担なしに基礎年金を受給できることとなっている。その保険料分は夫の保険料負担への加算ではなく、夫の加入する年金制度の被保険者全体で賄われている。

厚生年金保険法第12条では、厚生年金の適用除外として、①2ヶ月以内の期間を定めて臨時に使用される者、②臨時に日々雇用されるか1ヶ月を超えない者、③季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される者、④臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の者、⑤所在地が一定しない事業所に雇用される者、の5種類を挙げている。もちろん、社会通念上使用関係の連続性が認められる事情にあれば、厚生年金は適用されることになっている。しかし、厚生労働省「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」によれば、パートのうち「雇用契約期間が決められている」パートは全体の44.3%、そのうち「2ヶ月以内の契約期間」のパートは11.1%である。さらに「雇用契約期間が決められている」パートのうち、更新したことがないとする者は14.4%に過ぎず<sup>11</sup>、パート労働者には「使用関係の連続性」が認められるにもかかわらず、厚生年金の適用外になっている層が相当存在することが分かる。

その他の就労形態については、被用者保険の適用基準は、以下の要件に従って決定される。

最初に、被用者保険の適用(第2号被保険者)の可否が問われ、続いて配偶関係や収入要件によって第1号被保険者あるいは第3号被保険者のどちらかに分類される。被用者として雇用関係がある場合、その労働者の労働時間が「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上」(昭和55年6月6日各都道府県保険課(部)長あて内かん)あれば、原則として被用者保険に強制的に加入する。4分の3未満である場合には、配偶関係及び本人の収入額で加入状況が決まる。

配偶者が第2号被保険者である場合、パートの年間収入が130万円未満<sup>12</sup>であれば配偶者の被扶養者(第3号被保険者)として認められ、独自の保険料負担は求められない。老後の年金は基礎年金を満額受給できる。逆に130万円以上の場合や独身の場合には被扶養者として認められないので、年金は国民年金の第1号被保険者として加入し、国民年金の保険料を

---

<sup>10</sup>倉田(2004)の指摘による。請負的就労(保険外交員、電気・ガスなどの集金人)などは、行政実務上は被保険者資格が認められていない、社会保障ニーズ、特に所得保障機能に着目すると、明らかに高水準の取締役が中小零細の業務請負労働者よりニーズが高いにもかかわらず、実際の適用は、前者が事業主抛出のある厚生年金や健康保険に加入するのに対し、後者は住民としての本人抛出のみの国民年金や国民健康保険に加入し給付水準も低いという、ニーズと実態の逆転現象がおこっている。

<sup>11</sup>雇用と年金に関する研究会(2003)「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して」

<sup>12</sup>この被扶養者認定基準の130万円の根拠は、昭和61年3月31日庁保発第13号の都道府県知事あて通知で説明されている。それによれば、健康保険の被扶養者認定基準と同額に設定されたという。健康保険における被扶養者認定基準の考え方では、昭和52年に各保険者における認定を統合することを目的に所得税の控除対象配偶者の収入限度額(給与所得控除額と配意患者控除適用限度額の合計70万円)を参考に設定され、税制改正の控除及び給与の伸び率に応じて平成5年度より130万円であったと説明されている(女性と年金検討会報告書)。

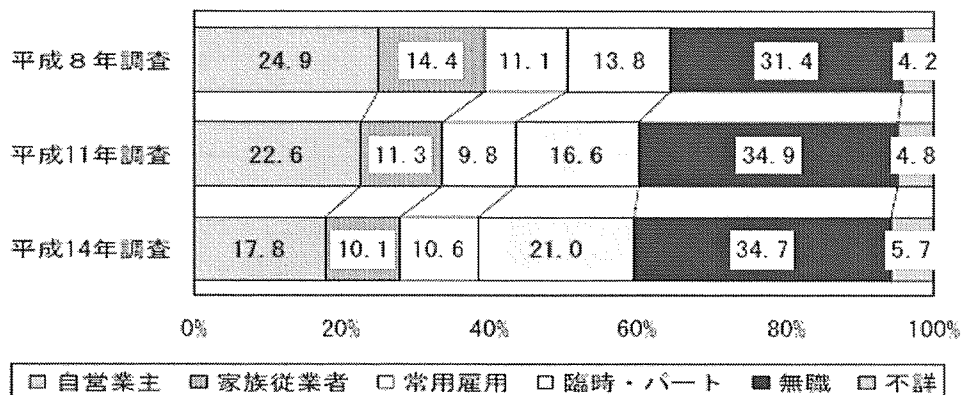
負担しなければならない。

このように職域別の加入する年金制度が異なる問題は、1986年の基礎年金制度導入時にも解消できなかった。その理由は、①自営業者の場合は、被用者と異なり定年がなく、自ら営業用資産を保有しており、健康である限り働き続けることができること、②引退する場合には子どもが営業用資産を引き継ぐ代わりに子どもからの家族内扶養を受けられることにより、老後の所得保障機能、年金への期待度が異なること、③いわゆるクロヨン問題があるため所得把握ができない、という3点が説明されてきた<sup>13</sup>。

しかし、この世代内の年金制度の公平性をめぐる問題は、いわゆる女性の年金問題、つまり第3号被保険者の保険料負担問題やパート労働者の就業調整の問題に焦点が集まり、厚生労働省の「女性と年金検討会」でも議論され、2004年年金改革ではパート労働者に対する厚生年金の適用拡大案が提示されたが、事業主側からの反発が大きく、5年後に再検討することとされた。

だが、こうした前提条件は既に崩れてきている。社会保険庁「平成14年国民年金被保険者実態調査」によれば、国民年金加入者（第1号被保険者）の就業状況は、自営業主が漸次減少し、代わって臨時・パート、無職の割合が相対的に増加傾向にある（図2）

図2 国民年金被保険者の就業状況の推移



出所：社会保険庁「平成14年国民年金被保険者実態調査」

このように、「自営業主」を前提とした第1号被保険者の存続要因はもはや見られなくなっている。

自主納付で保険料を納付する非典型労働者が多い市町村ほど、保険料未納率が高い傾向にあることは、丸山・駒村（2005）でも明らかにされている。「自主納付」と「強制徴収」を就業形態によって分断する現行制度の見直しが迫られている。

#### IV. 先行調査にみる非典型労働者の公的年金適用状況

非典型労働者の公的年金適用状況に関する調査研究として、厚生労働省「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」、社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」、「公的年金被保険

<sup>13</sup> 窪野鎮治（1984）p.15、p.107

者実態調査」、厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成6年、平成11年）を用いた永瀬（2003）などから見ていくことにする。

## 1. 就業形態別の公的年金の適用状況

まず、社会保険庁の調査から就業形態別の公的年金の適用状況を見ていこう。表2は、就業形態別の公的年金被保険者の分布を示したものである。フルタイムでない雇用者、その他（アルバイト）、登録派遣社員を比較すると、第2号被保険者になっているのは、登録派遣社員しかいない。代わりに、第1号被保険者、第3号被保険者の割合がその増減を補っている形になっている。もう一つの特徴としては、「非加入者」の割合が、その他（アルバイト）が6.3%と突出して高くなっていることである。

表2 就業形態別公的年金加入状況（2001年）

(単位: %)

		合計	第1号被 保険者	第2号被 保険者	第3号被 保険者	非加入者
総数		100.0	30.3	51.0	16.4	2.2
就業者	就業者	100.0	25.7	65.0	7.6	1.7
	<sub>  </sub>	100.0	88.5	3.0	3.6	4.9
	<sub>  </sub>	100.0	11.2	87.6	0.6	0.6
	<sub>  </sub>	100.0	49.0	0.0	47.4	3.6
	<sub>  </sub>	100.0	56.5	0.0	37.3	6.3
	<sub>  </sub>	100.0	34.9	42.5	18.8	3.8
非就業者・不詳		100.0	46.2	3.6	46.0	4.2

注: 就業形態の分類の定義は、以下の通りである。社会保険の適用関係を示すものではない。

 : 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者などをいう。家族従事者を含む。

フルタイムの雇用者: 雇用者であって、1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者をいう。

フルタイムでない雇用者: フルタイムの雇用者以外の雇用者。

その他(アルバイト):    、雇用者以外の就業者をいう(例: 学生の家庭教師等のアルバイト、内職等)。

登録派遣社員: 派遣労働者のうち、派遣元に登録しておき、派遣先からの依頼により労働者として派遣されるときだけ派遣元との間に雇用契約を締結し、その期間が終了したら雇用契約を解除し、元の登録者に戻る労働者をいう。

出所: 社会保険庁「平成13年公的年金加入状況等調査」

また、第2号被保険者の割合が多いフルタイム雇用者以外は、いずれも「非加入者」の割合が平均より高くなっている。

## 2. 非典型労働者の被用者年金適用状況

このように、非典型労働者は、第1号、第3号、非加入の割合が、フルタイム労働者より相対的に高くなりがちであることが分かる。続いて、非典型労働者の配偶関係や職業によって、どのような差が表れるのか見ていこう。

表3 性・就業形態別の厚生年金等の公的年金加入状況（2001年）

（単位：％）

就業形態		計	厚生年金等の公的年金加入状況				
			厚生年金・共済年金に本人が被保険者として加入している	配偶者の加入している厚生年金・共済年金の被扶養配偶者になっている	国民年金に加入している	いずれにも加入していない	不明
パート	女性	100.0	29.0	40.0	20.4	10.6	0.1
	男性	100.0	27.9	0.3	31.5	39.7	0.6
その他	女性	100.0	71.7	9.6	14.0	4.6	0.0
	男性	100.0	67.7	0.2	17.9	14.0	0.1

注1 パートとは、正社員以外の労働者（パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、社員等）で名称に係わらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者  
 2 その他とは、正社員以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い者をいう。

資料：厚生労働省『平成13年パートタイム労働者総合実態調査』

出所：丸山(2006)

表3は、男女別にみた厚生年金等の公的年金加入状況を、厚生労働省「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」から比較したものである。これを見ると、就業形態が同じであっても、女性の被用者年金適用率は男性に比べ相対的に低く、逆に男性の場合は「いずれにも加入していない」とする割合が女性に比べて高くなっている。本調査では、配偶関係までがクロス集計されていないため詳細は不明であるが、被用者年金の適用外の受け皿については、女性が第3号被保険者となっているのに対し、男性の場合は第1号被保険者、あるいは未加入という形態になっていることが分かる<sup>14</sup>。

### 3. 非典型労働者の業種別にみた保険料の未納状況

次に、国民年金に加入している非典型労働者の未納状況について、業種ごとに比較したのが表4である。

表4の未納率とは、国民年金被保険者の当該職業従事者のうち、保険料を未納している者の割合である。まず、すべての業種において、1999年度から2002年度にかけて未納率は悪化していることが分かる。これは、国民年金の徴収方法の各市町村から国への移管や免除規定の見直しなどにも原因があったものと考えられる。業種別に比較すると、最も高いのが「運輸業」であり、次いで「通信業」もほぼ3割と際立っている。逆に農林水産業は2002年度で5.9%にすぎず、もっとも高い「運輸業」との差は約5.5倍にも達する。さらに問題なのは、日本の産業構造が農林漁業からサービス業にシフトしており、未納が発生しやすい職業従事者が増えていることである。

<sup>14</sup> 永瀬（2003）によれば、性別、配偶関係別に非典型労働者の年齢階級別に被用者年金適用率を比較すると性別にかかわらず男性のほうが、女性より適用率は高い。また、配偶関係別でみると、男性は有配偶者の方が無配偶者より高いのに対し、女性は逆に無配偶者の方が適用率が高いものの、年齢とともに低下傾向にあるという。女性の無配偶者の適用率が低いことは、高齢女性の潜在的な貧困予備軍をつくることになる。詳細は、永瀬（2003）を参照のこと。

表4 事業の内容別 保険料未納率（1999年度、2002年度）

（単位：％）

	1999年度	2002年度
総数	14.4	18.3
農林水産業	3.0	5.9
鉱業	17.3	16.7
建設業	17.4	21.3
製造業	12.6	17.7
電気・ガス・熱供給・水道業	17.0	18.0
情報サービス業(放送業含む)	—	25.3
通信業	22.5	29.0
運輸業		32.4
卸売・小売業	11.9	15.1
飲食店	16.8	21.9
金融・保険業	21.2	24.3
不動産業	13.1	14.0
物品賃貸・放送・情報・修理業等	15.5	13.6
医療・教育・福祉事業等	11.1	13.1
旅館・理美容・娯楽業等	14.7	19.3
政治・経済・文化団体	12.5	15.2
その他のサービス業	17.2	19.7
公務	11.8	15.0
不詳	15.8	19.3

出所：社会保険庁「平成11年国民年金被保険者実態調査」、  
「平成14年国民年金被保険者実態調査の結果の概要」

## V. 本調査における非典型労働者の被用者年金適用状況

本節では、年金総合研究センターによる「年金等に関する意識調査」（2005年9～10月実施）の個票データをもとに、非典型労働者の被用者年金、被用者医療保険の加入状況について分析を行う。

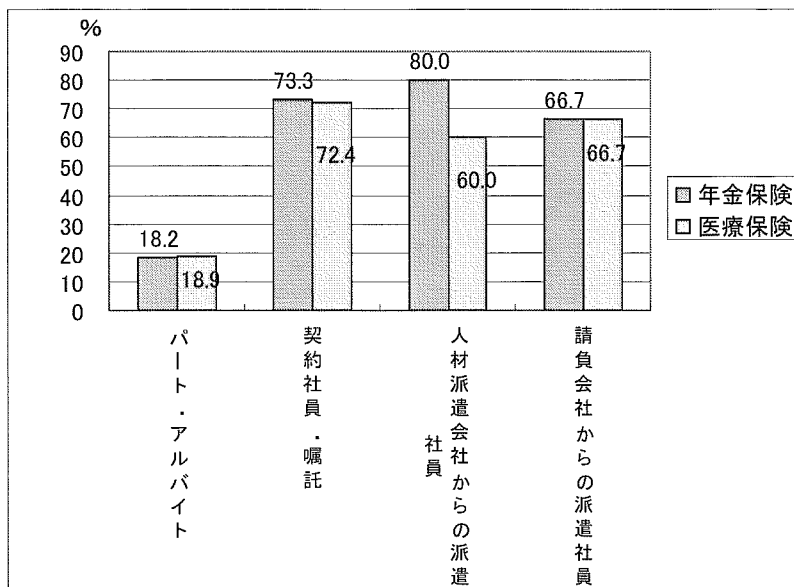
### 1. 就業形態別の年金加入状況、医療保険加入状況

図3は、就業形態別の被用者保険の適用状況を比較したものである。標本数は、年金保険、医療保険双方の加入状況を回答している非典型労働者であり、それぞれ加入状況を回答している213人である<sup>15</sup>。

一見して分かるように、「パート・アルバイト」の被用者年金（厚生年金、共済組合）、被用者医療保険（政府管掌健康保険、組合健康保険、の適用率がきわめて低いことが分かる。もちろん、職業によって就業時間の分布が異なる影響があるため、労働時間との比較については後述する。

<sup>15</sup> 内訳は、パート・アルバイト170人、契約社員・嘱託30人、人材派遣会社からの派遣社員10人、請負会社からの派遣社員3人である。

図3 職業別の被用者社会保険の適用率



さらに、年金保険と健康保険の被用者保険の適用率を比較すると、ほとんどの就業形態でほぼ一致するのに対し、人材派遣会社からの派遣社員だけが医療保険の適用率が低い結果となっている。この差について個別ケースで見えていくと、全員が女性で、年金保険は厚生年金に加入し医療保険は国民健康保険の加入者であった<sup>16</sup>。サンプルが少ないため、加入形態の違いに関する詳細な検討は今後の課題としたい。

次に、国民年金、国民健康保険など、被用者保険に加入していない者の保険料の支払い状況を見ると(図4)、興味深いことが見えてくる。国民年金に比べ国民健康保険の方が職業に関わりなく、納付状況がよい。これは、医療という近視眼的に明確なリスクが、保険加入インセンティブを高める効果があることを示唆している<sup>17</sup>。さらに、職業別に比較すると、「自営業主」に比べ、「パート・アルバイト」、「会社員(正規の職員・従業員)」の未納、滞納率が高いことが特徴として挙げられる<sup>18</sup>。

一般に、正規従業員が加入する厚生年金の徴収率はほぼ100%に近い。このことは、厚生年金の徴収率の高さは、強制徴収という徴収法によるものであって、職業による収入の安定度合いによるものではないということを意味している。収入が安定している正規の職員であっても、納付方法が自主納付に切り替われば、国民年金同様、厚生年金の保険料納付率は低下するであろうことは、容易に予測できる。

こうした正規の職員の国民年金保険料未納率が高いという傾向は、社会保険庁「平成14年 国民年金被保険者実態調査結果の概要」でも同様の結果が示されている。未納率は、自営業主13.9%、家族従業者12.4%、臨時・パート22%、無職18.1%、常用雇用24.1%と臨

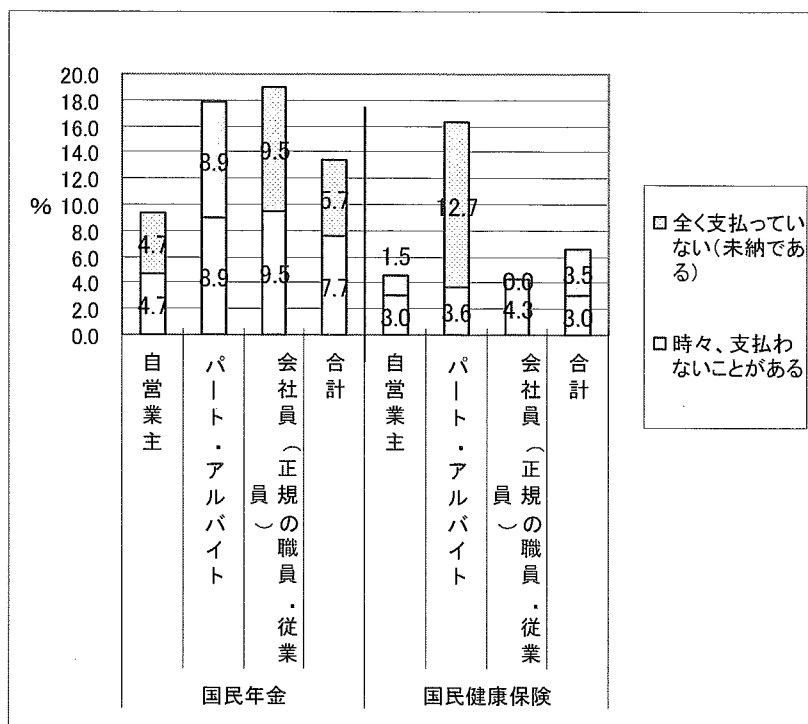
<sup>16</sup> 配偶関係は、未婚者と既婚者両方がおり、特に傾向はみられない。

<sup>17</sup> 失業を経験した者(213人)中、失業期間中に保険料を支払った者の割合は、国民年金で63.4%、国民健康保険で71.4%と差があることから、被保険者のなかでリスクに応じて保険料納付行動を変えていることが分かる。

<sup>18</sup> 標本数は自営業主64人、パート・アルバイト56人、会社員(正規の職員・従業員)が21人、合計が209人である。

時・パートを上回る未納率となっている。

図4 職業別の国民年金と国民健康保険の未納・滞納状況



さらに、会社員（正規の職員・従業員）の標本数が 21 人ときわめて少ないため、注意が必要ではあるが、医療保険での保険料納付状況は、他の職業に比べて相対的によい数字となっている。逆に、「パート・アルバイト」は、むしろ医療保険の方が未納者の割合が多くなっている<sup>19</sup>。

## 2. パート・アルバイトの年金保険・医療保険の適用状況

本節では、サンプル数が安定している「パート・アルバイト」に限定して、その適用状況について見ていく。先述したように、被用者保険の適用は4分の3基準が原則とされるため、1週間の平均労働時間別に比較したのが、表5である。

男女の標本数にかなり差があるため注意が必要であるが、一般的に4分の3基準を超えているであろうと思われる週30時間以上の労働時間であっても、被用者保険の適用率は2～4割前後で高くはない。

また、週間労働時間にかかわらず、女性は第3号被保険者が多く、男性は相対的に国民年金加入者が多い。男性と女性の年金と医療の加入状況を比較すると、男性はほとんどが被用

<sup>19</sup> 「パート・アルバイト」の年金未納の理由でもっとも多いのは、「国民年金をあてにしていない」、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」、公的医療保険では「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」がもっとも割合が高い。

表5 パート・アルバイトの公的年金・公的医療保険の加入状況

	公的年金制度の加入状況					公的医療保険の加入状況				
	国民年金 に加入(第 1号被保険 者)	厚生年金・ 共済年金 に加入(第 2号被保険 者)	配偶者に 扶養され、 配偶者が 厚生年金・ 共済年金 に加入(3 号)	加入してい ない	合計	国民健康 保険に加入 している	政管・健 保・共済組 合に加入し ている	被扶養者 として加入	合計	
男性	19時間以下	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)	7 (77.8)	0 (0.0)	2 (22.2)	9 (100.0)
	20～29時間以下	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
	30～39時間以下	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)	3 (100.0)
	40～49時間以下	6 (75.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)	6 (66.7)	2 (22.2)	1 (11.1)	9 (100.0)
	50時間以上	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	合計	22 (84.6)	3 (11.5)	0 (0.0)	1 (3.8)	26 (100.0)	19 (70.4)	3 (11.1)	5 (18.5)	27 (100.0)
女性	19時間以下	4 (12.9)	1 (3.2)	26 (83.9)	0 (0.0)	31 (100.0)	4 (12.9)	4 (12.9)	23 (74.2)	31 (100.0)
	20～29時間以下	18 (27.7)	13 (20.0)	34 (49.2)	0 (0.0)	65 (100.0)	18 (27.7)	12 (18.5)	35 (53.8)	65 (100.0)
	30～39時間以下	6 (20.7)	11 (37.9)	9 (31.0)	3 (10.3)	29 (100.0)	8 (27.6)	12 (41.4)	9 (31.0)	29 (100.0)
	40～49時間以下	7 (53.8)	3 (23.1)	2 (15.4)	1 (7.7)	13 (100.0)	8 (66.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	12 (100.0)
	50時間以上	1 (20.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	5 (100.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	5 (100.0)
	合計	36 (25.2)	28 (19.6)	75 (52.4)	4 (2.8)	143 (100.0)	39 (27.5)	28 (19.6)	73 (51.4)	142 (100.0)

注：乗率による誤差のため、性別の合計人数が異なる。

者年金と被用者医療保険の適用状況がほぼ合致するのに対し、女性の場合は週19時間以下、20～29時間以下の部分で、被用者年金保険と被用者医療保険の適用率が異なる。特に19時間以下の部分で、年金は3号、医療は被用者保険という加入形態がみられる。

次に、週30時間以上の労働時間で働く、本来被用者保険に適用されるべきである非典型労働者の公的年金の加入状況を、業種や従業員規模で比較してみよう。

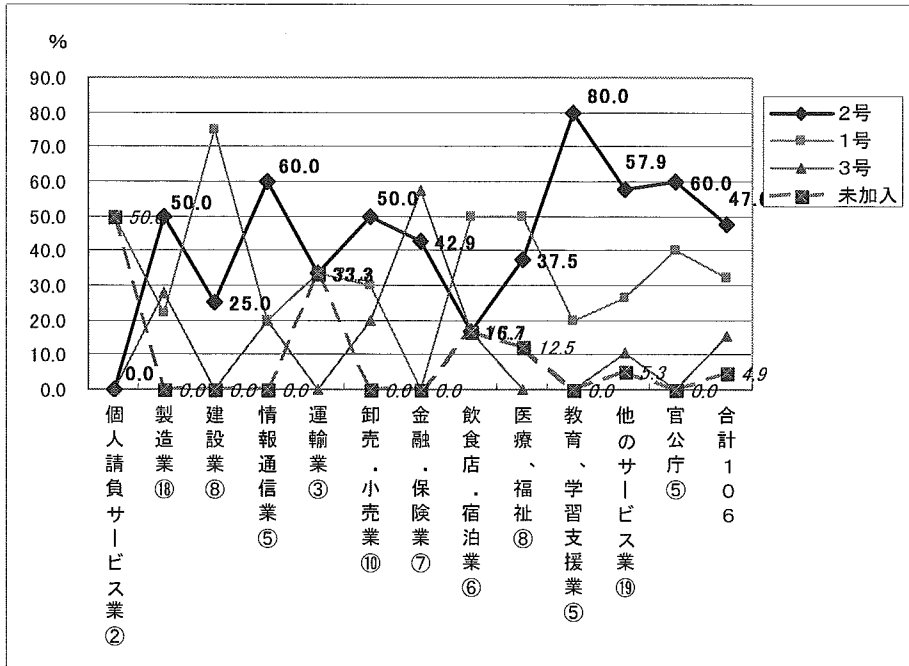
図5は、労働時間が週30時間以上である非典型労働者の業種別にみた、公的年金の適用状況を表している。太い実線と、太い数字（全労働者に占める当該被保険者の割合）は、被用者保険適用者（第2号被保険者）を表す。点線の太い実線と、斜体の数字は、未加入者の割合を表す。

まず、太実線で表した第2号被保険者の割合を見ると、標本数にばらつきはあるものの、業種による差は歴然としている。教育・学習支援業だけが80%と突出して高いものの、その他は60%を上回る業種はなく、ほとんどが50%を下回っている。特に低い業種だけを見ると、個人請負サービス業は0%、飲食店・宿泊業が16.7%、建設業が25%、運輸業33.3%、医療・福祉37.5%と続く。いずれも非典型労働者の使用比率が高い業種である。

さらに、太い実線（2号）と太い破線（未加入）の線の動きを比較すると、太い実線が高い場合には、太い破線が低く、ちょうど相反する動きをしている。こうしたことは、2号被保険者から漏れたパート・アルバイトは、1号や3号として加入するのではなく、未納に陥



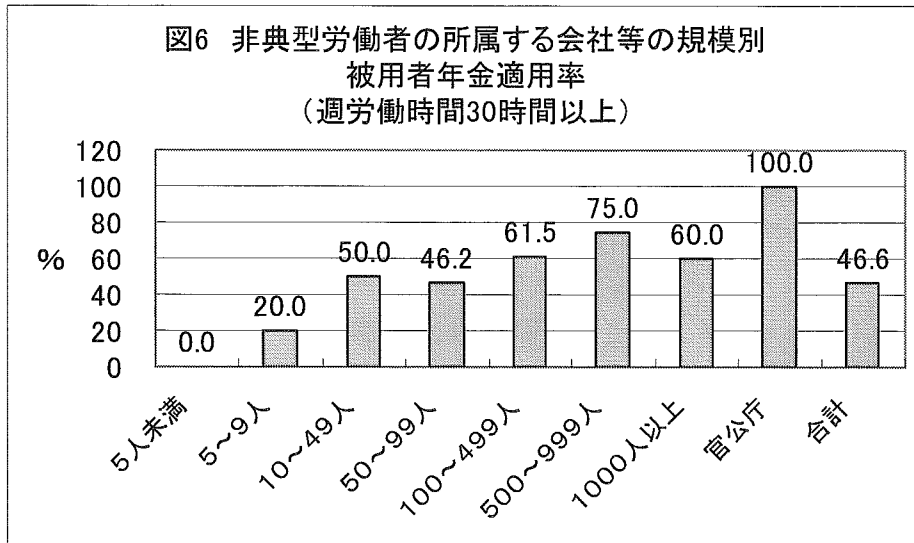
図5 非典型労働者の公的年金適用状況（週労働時間30時間以上）



注1：個人請負サービス業を除く、標本数が2人以下の業種は除外してある。

2：業種の下に数字は、標本数である。

りやすいということを示している。換言すれば、被用者年金を回避する事業所は、賦課方式のもとで他の事業所にその負担を転嫁しているだけでなく、潜在的な未納者を作ることで、さらに被用者保険加入者に基礎年金拠出金の負担を転嫁していることになる。



次に、事業所の規模による適用率の差を、図6から見よう。5人未満の事業所では、適用率は0%である。従業員数が100人未満の中小の事業所では50%以下である。官公庁<sup>20</sup>の

<sup>20</sup> 本人の回答による分布のため、図4の官公庁の数と合致しない。

100%を除き、従業員数が増えても、適用率は最も高い 500～999 人の事業所でも、75%に過ぎない。図 5、6 から見るように、被用者年金の適用は厳密に実行されているわけではないことが示唆される。

### 3. パート・アルバイト労働者の就労調整の状況

次に、いわゆる就労調整の状況を比較しよう。男女でかなりサンプル数が異なるので注意が必要であるが、女性のパート労働者の場合は「もともと長時間労働を希望していない」が最も高く、その次に所得税の非課税限度額、配偶者控除のいわゆる 103 万円の壁を意識していることが分かる。社会保険や雇用保険の保険料回避インセンティブは、この結果を見る限り高くはない。

表 6 通常の労働者より労働時間が短い理由（パート・アルバイト）

(単位：人、%)

	所得税の非課税限度額を超えないようにするため	税制上の配偶者控除の限度額を超えないようにするため	配偶者の会社の配偶者手当をもらえるようにするため	配偶者の健康保険の扶養から外れないようにするため	雇用保険料を払わないようにするため	公的年金保険料を払わないようにするため	長時間の労働を希望していないため	その他	合計	パートアルバイト計／パートアルバイト全体に占める割合
男性	2 (13.3)						8 (53.3)	5 (33.3)	15 (100.0)	35 (42.9)
女性	10 (9.6)	17 (16.3)	1 (1.0)	13 (12.5)	1 (1.0)	1 (1.0)	47 (45.2)	14 (13.5)	104 (100.0)	132 (78.8)
合計	12 (10.1)	17 (14.3)	1 (0.8)	13 (10.9)	1 (0.8)	1 (0.8)	55 (41.7)	19 (16.0)	119 (100.0)	167 (71.3)

## VI. パート労働者への厚生年金適用に対する意識・行動

### 1. パート労働者への厚生年金適用への評価

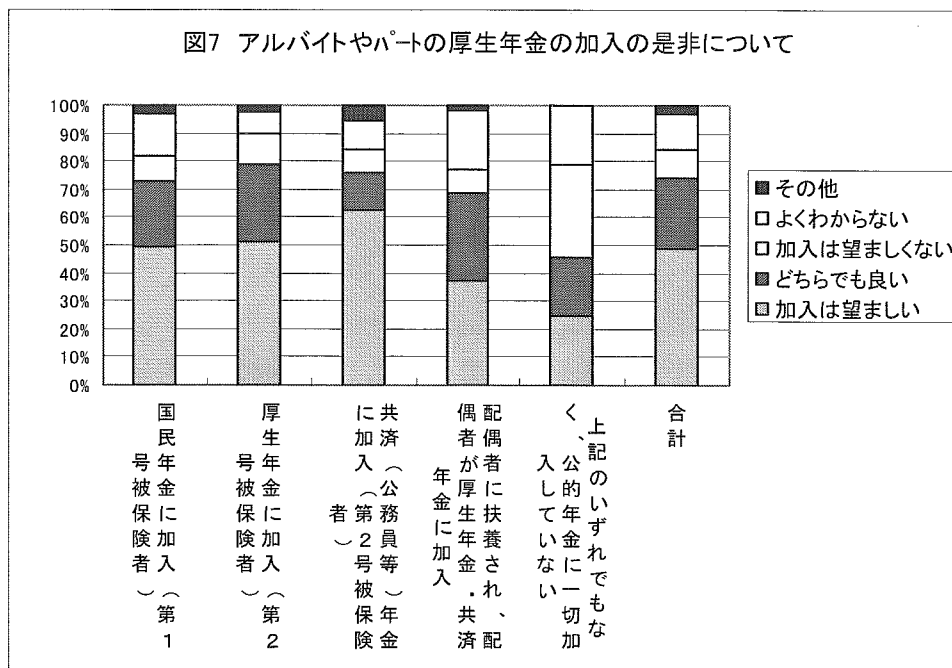
図 7 は、アルバイトやパートへの厚生年金の加入の是非について、現行の加入制度別に回答をまとめたものである。合計では約 49%が「加入は望ましい」とし、好意的に受け止められている。しかし、「加入は望ましい」とする率が低いのが、3号被保険者と未加入者である。新たな保険料負担への回避行動の現れとみることができよう。

### 2. パート労働者への厚生年金適用への対応の仕方

1. で見たように、パート労働者への厚生年金適用は概ね好意的に受け止められている。しかし、問題は、実際に適用をした時に、パート労働者にとって新たな逆転現象が生じるために、あえて保険料負担を回避するために就労調整を行うかどうかということである。

表 7 は、年金制度の加入状況と厚生年金への適用拡大実施時の対応の仕方をクロスした結果である。加入している年金制度によって、明確に対応が分かれているのが特徴である。すでに保険料を自身で支払っている第 1 号被保険者と第 2 号被保険者は、「何もしない」、「わからない」が多いが、第 3 号被保険者は「労働時間を減らしても適用されないようにする」

図7 アルバイトやパートの厚生年金の加入の是非について



注：カイ二乗検定で、1%有意水準で独立性が確認された。

が33%を占めている。こうした結果は、パート適用の賛否を問うた図7の結果とも一致する。

厚生年金のパート適用については、2009年の年金改革で議論されることになるが、「わからない」とする層がかなり多いため、本格的な議論が始まるまでに、年金の基礎知識や、保険料負担をしても老後の年金額が増加すること、遺族年金の取り扱いなど、年金のメリットを十分広報する必要がある。保険料負担ばかりがとりあげられたり、年金不信が現状以上に高まったりすれば、こうした層が「適用回避」に転じる可能性は否定しえない。

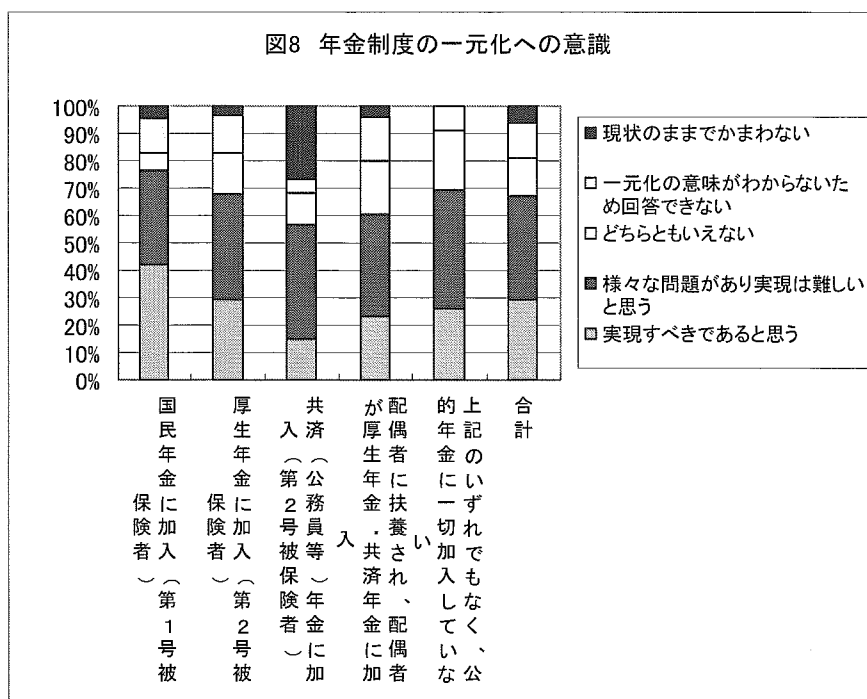
表7 年金制度の加入状況と厚生年金への適用拡大実施時の対応の仕方のクロス表

加入状況		労働時間を減らして適用されないようにする	適用されても構わないため、何もしない	わからない	その他	合計
国民年金に加入(第1号被保険者)	標本数	4	20	27	3	54
	(構成比)	(7.4)	(37.0)	(50.0)	(5.6)	(100.0)
厚生年金・共済年金に加入(第2号被保険者)	標本数	2	10	15	5	32
	(構成比)	(6.3)	(31.3)	(46.9)	(15.6)	(100.0)
配偶者に扶養されている(第3号被保険者)	標本数	24	21	21	6	72
	(構成比)	(33.3)	(29.2)	(29.2)	(8.3)	(100.0)
上記のいずれでもなく、公的年金は一切加入していない	標本数	1	2	0	0	3
	(構成比)	(33.3)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
合計	標本数	31	53	63	14	161
	(構成比)	(19.3)	(32.9)	(39.1)	(8.7)	(100.0)

注：カイ二乗検定で、1%有意水準で独立性が確認された。

## VII. 年金制度の一元化への意識

年金制度の一元化論議も活発化しているが、図8はこれに関する意識をみたものである。「実現すべきであると思う」という回答率は30%前後で、パートの厚生年金適用に比べると低い数値である。反対に「様々な問題があり、実現は難しいと思う」とする割合が最も高くなっている。共済加入者に賛成論者が少なく、「現状のままでかまわない」とする者の割合が高いのは、職域加算の廃止など彼らにとって一元化論は不利益改正であることの影響であろう。



注：カイ二乗検定で、1%有意水準で独立性が確認された。

## VIII. 終わりに

本章では、就業形態の多様化が、年金の適用状況や厚生年金の適用拡大にもたらす影響についてみてきた。

現行の社会保険の加入規定はきわめて曖昧なものが多く、そのすき間をかいくぐるように、被用者保険の適用から逃れるケースが多い。また、本来厳密に適用しなければならない事業所ですら、適用をしていないケースがみられる。被用者保険の厳密な適用、罰則の一層の強化が必要であろう。

また、正規の従業者であっても、国民年金加入者の未納率は、他の就業形態の者より高い傾向にある。現行の「自主納付」を改め、国民年金加入者からの強制徴収の新たな手法を再検討する必要がある。

パート労働者への厚生年金の適用拡大は概ね賛成が多いものの、新たな保険料負担の回避行動をどう抑制するかが今後の課題となる。

就業形態の多様化の流れは、今後も変わらないであろう。法整備のすき間を縫うような就業形態は、結局は労働者の所得保障の不安定化につながる。2009年年金改革に向け、一元化論議も含めた非典型労働者の取り扱いの議論を活発化させなければならない。

<参考文献>

- 鎌田耕一編著（2001）『契約労働の研究』多賀出版
- 窪野鎮治（1984）『年金改革の基礎理論』年金研究社
- 倉田聡（2004）「非正規就業の増加と社会保障法の課題」『季刊社会保障研究』Vol.40 No.2
- 厚生労働省（2001）「パートタイム労働者総合実態調査」
- 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編（2002）『改訂版 改正労働保険制度の解説』労務行政研究所
- 厚生労働省（2003）「平成15年雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査）」
- 駒村康平編著（2005）『年金改革—安心・信頼のできる年金制度改革』（財）社会経済生産性本部生産性労働情報センター
- 小路行彦（2001）「構内請負業の法規制への対応」鎌田耕一編著『契約労働の研究』多賀出版
- 中馬宏之（2001）「構内請負業活用の実態と分析—イノベーションの視点から」佐藤博樹監修・電機総研編『IT時代の雇用システム』日本評論社
- 永瀬伸子（2003）「非典型雇用と社会保険」『非典型雇用労働者の多様な就業形態—「就業形態多様化に関する総合実態調査」等による実証分析』調査研究報告書 No.158、日本労働研究機構
- 永瀬伸子（2004）「非典型的雇用者に対する社会的保護の現状と課題」『季刊社会保障研究』Vol.40 No.2
- 中益陽子（2001）「公的年金制度の被保険者の範囲に関する一考察—イタリアの老齢年金制度における独立労働者制度の発展—」『本郷法政紀要』No.10
- 日本労働研究機構（2003）『非典型労働者の多様な就業実態—「就業形態の多様化に関する総合実態調査」による実証分析』No.158
- 丸山桂（2005）「労働市場の多様化と社会保障」城戸喜子・駒村康平編著『社会保障の新たな制度設計』慶應義塾大学出版会
- 丸山桂・駒村康平（2005）「国民年金の空洞化問題と年金制度のありかた」城戸喜子・駒村康平編著『社会保障の新たな制度設計』慶應義塾大学出版会
- 丸山桂（2006）「社会保障・社会福祉」伊藤陽一・国立女性教育会館『男女共同参画データブック』ぎょうせい
- 連合生活開発研究所（2000）「多様な就業形態の組み合わせと労使関係に関する調査」

## 第2章 近視眼的選好と年金加入行動

駒村 康平

### I. はじめに

従来年金加入行動に関する分析は、加入するか否かについての個人の合理的な判断を前提にした選択モデルによる分析が多かった。特に、負担と給付を巡る世代間の不公平を未納の原因とし、世代間の公平の回復こそが、空洞化防止のポイントであるという研究も多い。

これに対し、中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀(2005)は近視眼的行動が年金加入に与える影響を確認しており、年金加入・納付について、限定合理性、あるいは行動ファイナンスで注目されているアノマリーを含めた分析も出始めている。

本章の結果について要約する。本論文は、本研究プロジェクトで行ったアンケートにおいて把握した「公的年金、医療保険に任意加入する意向があるか否か」という回答に影響を与える要素を分析した。この結果、年金については、自分の寿命が長いと予想している人ほど任意加入意欲が高い。一方、年金、医療ともに時間割引率が高い人ほど、時間割引率が双曲線の形をしている人ほど、任意加入しないということを確認できた。高い割引率や双曲的な割引率といった近視眼性は、現在の消費を過大に評価し、将来の消費を軽視する。この結果、老後のための貯蓄は不十分になり、将来、生活保護の受給対象者になる可能性もある。このように個人の選択に誤りがあり、外部不経済をもたらす可能性が高ければ、公的年金加入を一種の「価値財」として強制的に消費者に購入を義務づけること、すなわち強制徴収の強化が必要になる。かつてのように正社員が中心の労働市場においては、保険料は給与天引きによって強制的な加入・徴収が維持できたが、非典型労働者の増加によって強制徴収の範囲は縮小している。本研究から、未納者・未加入者の自発的な保険料納付は期待できず、非典型労働者の増加はそのまま未納化・未加入化を意味する。年金、医療保険といった社会保険制度にとって労働市場の変化に対応するためには、強制徴収の可能な範囲を拡大することが最優先の課題である。

### II. 年金の加入状況

#### 1. 社会保険加入状況

実際の未加入、未納状況について、本アンケート調査によって分析した。

##### (1) 公的年金加入及び未納の状況

###### ① 公的年金未加入率

被用者年金は強制加入であるため、国民年金被保険者と未加入者を分母にした未加入率は8.1%であり、50歳代が最も高かった。

## ② 国民年金未納状況

「時々、支払わないことがある」、「全く支払っていない」を未納に分類すると、20歳代が最も高い。未納の理由（問6-2）としては、「経済的に年金保険料を支払うことができない」という回答割合は20歳代が最も高い。「支払う総額より受け取る総額が少ない」と考えている者は20歳代が最も高く、長生きしないからという理由を挙げる者はごく僅かである。

表1 公的年金の加入状況

	国民年金に加入(第1号被保険者)	厚生年金に加入(第2号被保険者)	共済(公務員等)年金に加入(第2号被保険者)	配偶者に扶養され、配偶者が厚生年金・共済年金に加入	上記のいずれでもなく、公的年金に一切加入していない	無回答	合計	未加入率	国民年金と未加入者を分母にした場合の未加入率
20歳代	78	132	17	23	7	5	262	2.67%	8.2%
30歳代	51	108	22	55	2	6	244	0.82%	3.8%
40歳代	41	135	28	62	4	13	283	1.41%	8.9%
50歳代	90	83	52	58	10	6	299	3.34%	10.0%
	260	458	119	198	23	30	1088	2.11%	8.1%

表2 国民年金未納状況

	国民年金加入者	時々、支払わないことがある(A)	全く支払っていない(未納である)	AとBの合計未納率
20歳代	78	16.7%	12.8%	29.5%
30歳代	51	7.8%	5.9%	13.7%
40歳代	41	14.6%	7.3%	22.0%
50歳代	90	3.3%	1.1%	4.4%
	260	10.0%	6.5%	16.5%

表3 国民年金未納に経済的理由を挙げる割合（問6-2）

20歳代	24.36%
30歳代	15.69%
40歳代	9.76%
50歳代	5.56%
全体	13.85%

表4 国民年金未納に「支払う総額より受け取る総額が少ない」を理由とする割合（問6-2）

20歳代	16.67%
30歳代	7.84%
40歳代	4.88%
50歳代	8.89%
全体	10.38%

表5 国民年金未納に「長生きしない」を理由とする割合（問6-2）

20歳代	2.56%
30歳代	0.00%
40歳代	2.44%
50歳代	1.11%
全体	1.54%

実際の所得状況と納付の関係は、未納者の多くは500万円未満の世帯に多いが、500万円未満の世帯層について、所得と未納の間に明確な関係は確認できない。

主観的な所得階層感（問44）と未納の関係については、主観的に豊かであると思っている人は未納ではないと考えたが、明瞭な関係は無く、かえって平均より多いと思っている所得層のところで最も未納率が高くなっている。以上のことから低所得が年金未納の原因であるとは確認できなかった。

図1 所得状況と納付状況（国民年金加入者のみ）

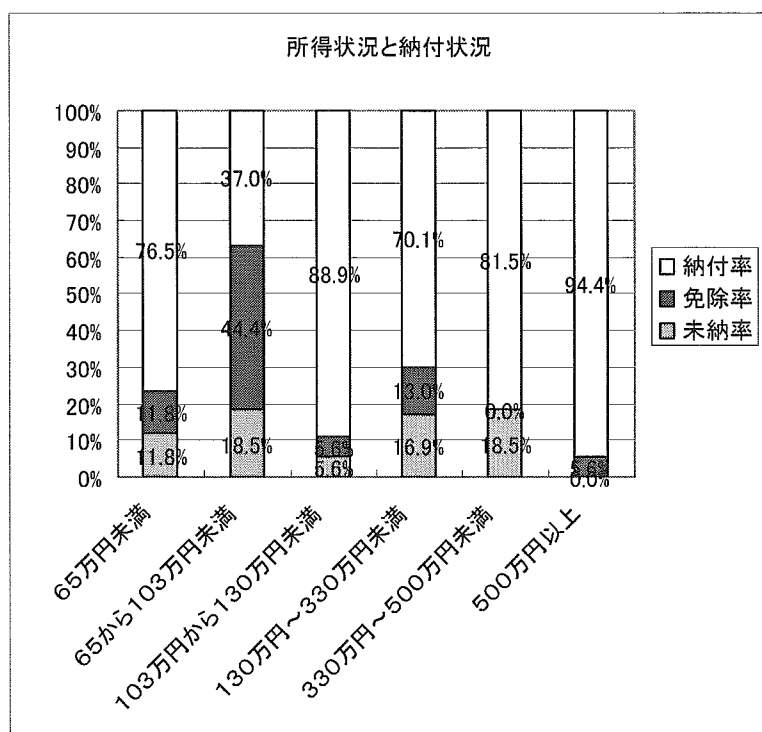


表6 所得階層感と未納率

	未納率
平均よりかなり少ない	19.4%
平均より少ない	18.0%
ほぼ平均	4.4%
平均より多い	34.8%
平均よりかなり多い	0.0%
無回答	0.0%

(2) 医療保険の未加入・未納の状況



公的年金と異なり医療保険未加入者はほとんどおらず、未加入は全体の 0.5%で、国民健康保険を分母にしても 1.5%となっている。一方、「全くの未納」と「一部未納」による未納率は8%となった。未納状況を年齢別で見ると 30 歳代が最も高いが、所得階層別にみると高所得階層になるほど未納率は低下する。

図 2 年齢と医療保険未納率

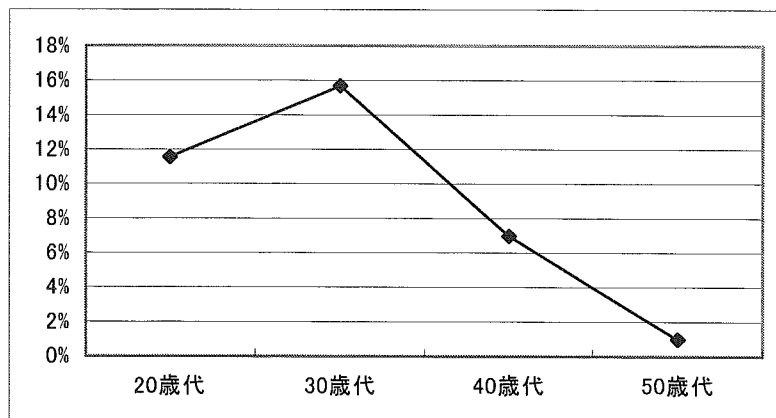
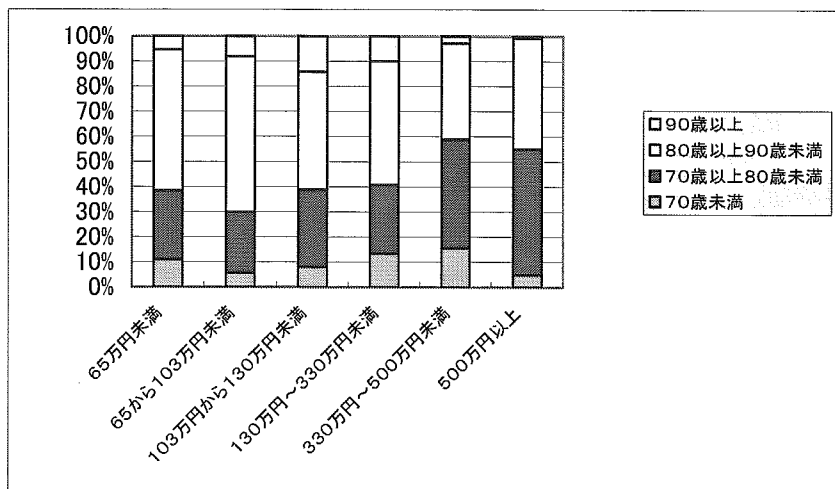


図 3 所得と医療保険未納率



### (3) 年金と医療保険の未納状況

国民年金加入者について年金と医療保険の未納状況について見たものが表6である。医療保険も年金もともに未納は3%程度、医療保険は支払っているが年金は支払わないのが13%、両方支払うのは80%程度となり、一部に保険料の支払いに優先順位をつけていることが確認できる。

表6 年金・医療保険支払状況 (国民年金加入者のみ)

	年金支払わない	年金支払う
医療保険支払わない	3.08%	3.85%
医療保険支払う	13.08%	80.00%

## 2. 任意加入とした場合の公的年金・医療保険加入行動

### (1) 経済状況と任意加入

アンケート調査では、公的年金、医療保険を任意加入にした場合の加入意向を質問している（問 33, 34）。表 7 で示すように、年金、医療保険ともに任意加入しないと回答したものは全体の 13.21% であり、医療保険は任意加入しないが、年金のみ任意加入するという回答は僅かに 0.97% でほとんどいない。一方、年金には加入しないが、医療保険のみ任意加入するという回答は約 3 割に達している。

表 7 年金・医療保険の加入意向

	年金任意加入しない	年金任意加入する
医療任意加入しない	13.21%	0.97%
医療任意加入する	29.35%	56.47%

次に、所得額が任意加入に影響を与えているかを見たのが、図 4 である。所得額と年金任意加入意欲、医療保険任意加入意欲には明快な関係は確認できない。図 5 で見るように、これは医療においても同様である。一方、図 6、7、8 のように主観的な所得階層感と公的年金、医療保険任意加入の間には若干の関係を確認でき、自分が低所得層にいると感じている者ほど社会保険に任意加入する意欲は低い。

図 4 所得と年金任意加入意向

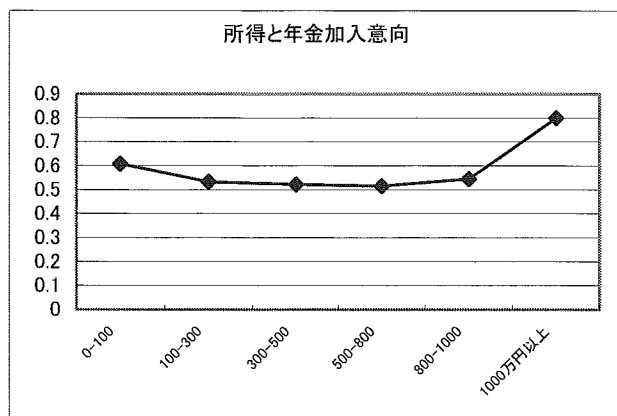


図5 所得と医療保険任意加入意向

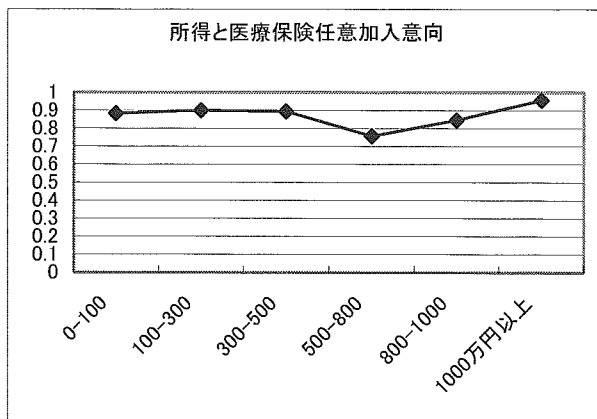


図6 所得階層感と年金任意加入

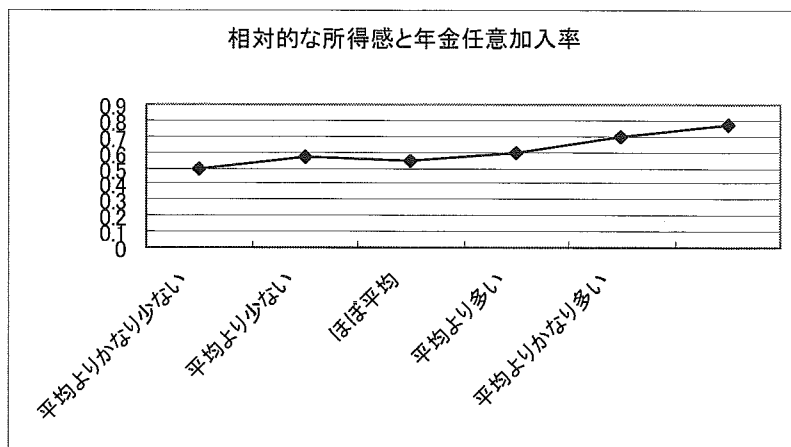


図7 所得階層感と医療保険任意加入意向

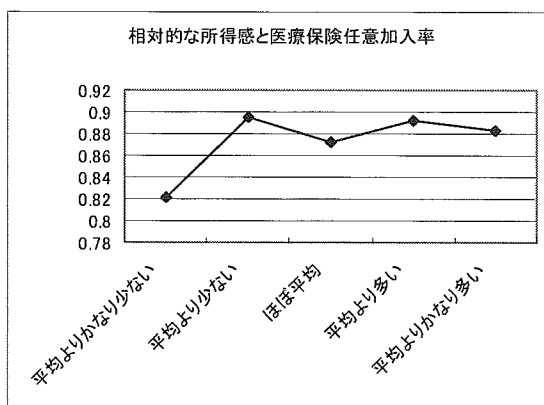
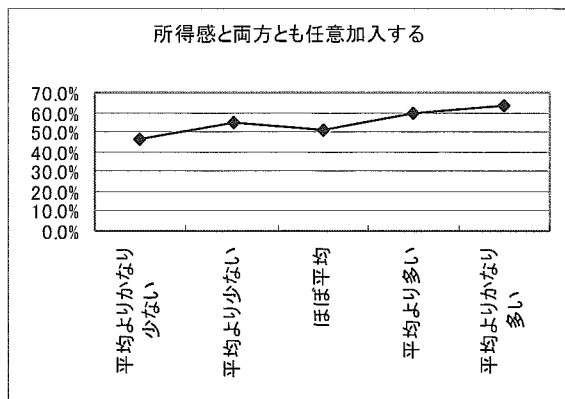


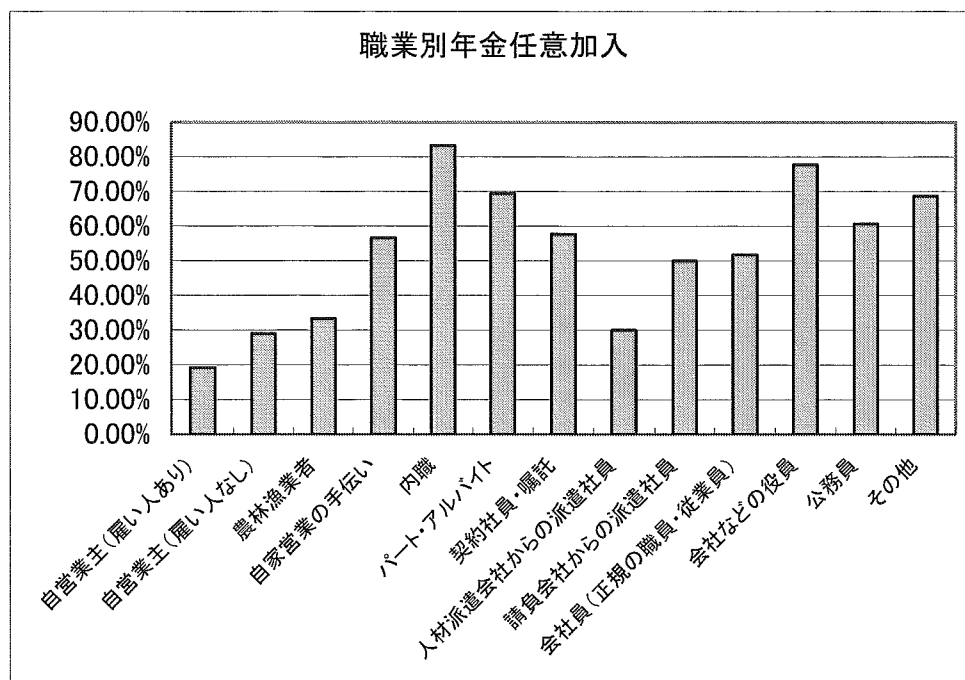
図8 所得階層感と年金・医療を両方とも任意加入する割合



(2) 職業別の年金任意加入意向

職業別に見ると年金任意加入意向は大きく異なる。図9で示すように、被用者グループは概ね50%を上回っているが、自営業グループの任意加入意向は低い。アルバイト・パートなどの非典型労働者も加入意欲は高いが、派遣社員の任意加入意欲は低い。

図9 職業別の年金任意加入意向



これに比べると、医療保険の任意加入意欲は相対的に高く、すべてのグループで50%を上回る(図10)。

こうした年金への任意加入意欲と医療保険の任意加入意欲の差を「保険の選別」の程度の大きさとみると、「保険の選別」は自営業者と派遣労働者で著しいことがわかる(図11)。